

公益社団法人大阪社会福祉士会 独立型社会福祉士ネットワーク 委員会規程

(設 置)

第1条 公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）に本会独立型社会福祉士ネットワーク委員会（以下「独立型ネットワーク委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 独立型ネットワーク委員会は、独立型社会福祉士が地域に根ざした社会福祉士として、地域社会に貢献できるよう、権利擁護を中心とした相談援助技術の向上とともに、相互の連絡及び他機関との連携の強化を図ることを目的とする。

(構成及び業務)

第3条 独立型ネットワーク委員会は、社団法人日本社会福祉士会に独立型社会福祉士として名簿登録をしている者及び特定の組織や機関に所属しないで、地域を基盤に独立した立場で相談援助を実践する者又はこれに準ずる者で構成し、次の業務を実施する。

- (1) 独立型社会福祉士の研修
- (2) 独立型社会福祉士活動の啓発
- (3) 独立型社会福祉士の交流とネットワークづくり
- (4) その他独立型社会福祉士への支援

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、独立型ネットワーク委員会の管理、運営に関する事項については、「本会委員会等の設置及び運営に関する規則」の定めるところによる。ただし、当該規則に定めのない事項に関しては、委員長が別に定めることができる。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会独立型社会福祉士ネットワーク委員会規程（2008年5月25日制定）は、廃止する。